

「食料・農業・農村基本計画(原案)」に寄せられた
御意見の概要と御意見に対する考え方について

平成27年3月
農林水産省

1. 概要

「食料・農業・農村基本計画（原案）」につき、以下のとおり、意見・情報の募集を行った。

- (1) 意見・情報募集期間：平成27年3月18日（水）～平成27年3月24日（火）
- (2) 告知方法：ホームページ
- (3) 意見・情報提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

2. 提出頂いた御意見の件数・概要

19件（提出者6名）

*御意見の中には複数の項目について言及されているものがあり、提出件数はのべ件数である。

提出頂いた御意見の内訳は以下のとおり。

(1) 食料・農業・農村基本計画計画全般	5件
(2) 第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針	0件
(3) 第2 食料自給率の目標	5件
(4) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ効果的に講ずべき施策	9件
	内訳
1. 食料の安定供給の確保に関する施策	4件
2. 農業の持続的な発展に関する施策	5件
3. 農村の振興に関する施策	0件
4. 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策	0件
5. 団体の再編整備等に関する施策	0件
(5) 第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	0件

3. 御意見に対する考え方

別紙のとおり。

項 目	御意見の概要	意見数	御意見に対する考え方
食料・農業・農村基本計画全般	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな農家一軒一軒を大切にすべき。 	1	<p>第1の2の「(5) 持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開」等において、小規模農家も地域においてその能力等を最大限発揮できる環境づくりを推進する等との考え方を記述して</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・この基本計画を支持しない。 	1	<p>新たな基本計画については、昨年1月、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問が行われ、1年以上にわたる議論を経て、審議会から農林水産大臣に答申が行われております。この間に、国民からの意見募集や地方意見交換会等を行い、消費者や各地域・各分野の現場での実務にあたられている方々から頂いた提案や意見等も踏まえているところです。本計画の推進に当たっては、今後とも、国民視点や地域の実態に即した施策の実施に努めてまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的な方策が書かれていない。利益優先でなく、多様性を確保した農政を掲げるべき 	1	<p>施策推進の基本的な視点として、農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として進めるという観点に立ち、食料・農業・農村施策の改革を推進するとの考え方を記述しています。また、食料・農業・農村基本基本法に基づき、「食料の安定供給の確保」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の観点から、講ずべき施策を記述しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・パブコメの回答期間が、たった1週間とはどういうことか。提出期間が1週間しかない明確な理由を教えてください。 	2	<p>パブリックコメント（＝意見公募手続）とは、行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するものです。</p> <p>食料・農業・農村基本計画は、行政手続法に規定する命令等には該当しないことから、パブリッ</p>

クコメントを行う義務は課されていないものの、食料・農業・農村に関する施策は、毎日の国民生活や我が国の経済社会のあり方に深く関わるものであることから、幅広い関係者の声を基本計画に反映させていくことが重要であり、今回のパブリックコメントを任意で実施しております。

なお、食料・農業・農村基本計画については、食料・農業・農村政策審議会企画部会における審議の進捗状況に合わせて、平成26年2月17日～4月30日、7月22日～9月30日、12月19日～平成27年1月19日の3回の募集期間を設けて、国民からの御意見・ご要望の募集を実施したところです。また、平成26年7月29日～30日には茨城県、群馬県において現地調査・意見交換会の実施、平成27年1月6日～23日には全国10か所で地方意見交換会を実施して、消費者、農業者、食品関係事業者、地方自治体等、様々な関係者から御提案や御意見を頂いており、これらを踏まえて、食料・農業・農村基本計画の検討を行ってきております。

項 目	御意見の概要	意見数	御意見に対する考え方
2. 食料自給力	<p>・今回、指標として「食料自給力」の概念を設けたことは、今後、食料安全保障に関する国民的議論をするうえで、大変意義深い。</p> <p>今後の国民的議論に役立つように、この指標を算出する根拠となったデータと、その出典、さらに計算式を公開していただきたい。「関連指標」(p27)や「一定の前提」(p26)が示されており、大変よいと思うが、これだけでは、国民が指標値を再現することができない。</p> <p>例えば、「食料の輸入だけでなく、肥料や化石燃料の輸入が制限される事態が生じたら、国内でどれくらい食料を生産可能か。そのような事態に備える策はあるか」といったように、前提を変えて考えることができるようにしていただきたい。</p> <p>もし、Excel等により計算をしたのであれば、そのExcelファイルを公開するのがよい。「基本計画」策定と同時でなくても結構。データの整理ができた段階で、農林水産省の「基本計画」のwebページ等で公開していただきたい。</p>	1	<p>食料自給力指標の算出根拠となるデータや、計算式については、食料・農業・農村政策審議会配布資料2（平成27年3月24日）の28頁以降にお示ししておりますので、そちらをご参照いただければと考えております。</p>

項 目	御意見の概要	意見数	御意見に対する考え方
<p data-bbox="197 304 640 416" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第3 食料、農業及び農村に 関し総合的かつ計画的に講 ずべき施策</p> <p data-bbox="174 459 651 635">1. 食料の安定供給の確保に関する 施策 (1) 国際的な動向等に対応した 食品の安全確保と消費者の信 頼の確保</p>	<p data-bbox="667 459 1214 596">・安易に農薬を多用するような農政を 止めるべき。「技術」といえば聞こえはい いが、今でも企業の言いなりになって、 農薬、GMを承認している。</p>	<p data-bbox="1279 459 1301 483">1</p>	<p data-bbox="1361 459 2045 746">高温・多湿な我が国において農産物を安定供 給していくためには、農薬の使用により病害虫に よる被害を防ぐ必要があります。他方、農林水産 省としましては、環境への負荷をできるだけ軽減 するため、化学合成農薬のみならず、天敵、フェ ロモン剤や防虫ネット等、様々な技術を組み合わ せた総合的病害虫・雑草管理(IPM)の推進を図 っていくことが重要であると考えています。</p> <p data-bbox="1361 754 2045 1042">また、農薬登録の際には、農薬の開発者に ・薬効・薬害に関する試験 ・農作物や土壌中の残留に関する試験 ・毒性に関する試験(人に対する健康影響を見る ため、実験動物に農薬を与えて実施する試験) ・有用生物への影響に関する試験 ・植物や動物における農薬の代謝・動態に関する 試験</p> <p data-bbox="1361 1050 2045 1082">の成績の提出を求めています。</p> <p data-bbox="1361 1090 2045 1377">農林水産省は、食品安全委員会、厚生労働省 及び環境省と協力して、農薬を使用する農業者の 健康への影響、水質や水生生物などへの影響、 周辺の農作物や蜜蜂などの有用生物への影響、 農薬が残留した農産物を食べた消費者の健康へ の影響、病害虫防除の効果などを、これらの試験 成績に基づいて評価し、登録の可否を判断してい ます。</p> <p data-bbox="1361 1385 2045 1489">今回の基本計画においては、国際的に用いら れている評価方法を導入することにより、科学的 な審査をさらに充実させていくことについて記述し</p>

		<p>ています。</p> <p>遺伝子組換え(GM)農作物についても、その使用等に当たって、あらかじめ食品及び飼料としての安全性、生物多様性への影響について、科学的な評価を行い、問題がないもののみ、承認を行っております。</p>
	<p>・加工食品の原料原産地表示の検討に当たっては、高齢化や商品の小型化の進展、情報技術の進歩等の実態を踏まえ、表示利活用の実態、食品の製造・流通の実態等を十分に調査し、原案にある表示の実行可能性はもとより、消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示のあり方、国際基準との整合性に配慮した、バランスのとれた慎重な議論が必要と考える。</p> <p>また、法律（食費表示法）に基づく容器包装への一律的・義務的な表示によるのではなく、近年、急速に利用が拡大している情報通信技術（ICT）等を活用しつつ、ウェブページやお客様相談室等で関連情報を提供する等、食品企業の自主的な取り組みを助長することが望ましい。</p>	<p>1</p> <p>加工食品の原料原産地表示については、ご意見も参考にして検討してまいります。</p> <p>また、消費者の信頼向上に向けた食品産業事業者等の主体的な取組を促すための施策について記述しております。</p>
	<p>・P.31の「引き続き米穀等のトレーサビリティ制度を適切に運用する。また、食品産業事業者等による、入荷品と出荷品の対応関係も含めて入出荷記録を作成し、保存する取組の拡大を推進する。」について、推進すること自体は賛成だが、この記述が「②食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保」の中に記述されているために、表示やその信頼性確保（だけ）を目的として、</p>	<p>1</p> <p>食品トレーサビリティは、御指摘のとおり、食品事故・事件が発生した際に被害拡大を防ぐ取組でもありますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品事故があった際に、事後の原因究明や商品回収を円滑にすることで消費者や取引先の信頼確保に寄与する取組であること ・事業者が産地などの情報を含めたロット番号を表示し、記録を作成し、消費者や取引先へ正確に伝達することで、食品表示の正確性確保の一助となること <p>から、「②食品表示情報の充実や適切な表示等</p>

	<p>政府が事業者トレーサビリティ確保を求めようとしてしまう（現在、これらの施策を担当しているのがたまたま表示・規格課なので、この②の箇所に位置付けられたかなと想像）。</p> <p>トレーサビリティにはさまざまな目的がありうるが、国にとって、トレーサビリティを向上させる第一の目的は、食品事故・事件が発生したときの消費者・事業者双方の被害拡大を防ぐため（さらに言えば、原因究明に役立つため）ではないか。この趣旨のことは、米トレーサビリティ法（第1条目的）にも、また表示・規格課が委託事業で作成した「食品トレーサビリティ 実践的なマニュアル」にも明記されている。</p> <p>そこで、このトレーサビリティの推進に関わる記述は、むしろ、p30の「危機管理等に関する取組」のなかに移動させるか、①のなかに「オ トレーサビリティの確保」といった項目を立てて、入れることを提案する。</p>		<p>を通じた食品に対する消費者の信頼の確保」に位置付けることとしました。</p>
<p>(6) 国際交渉への戦略的な対応</p>	<p>・経済連携交渉において、原料農産品の関税が維持される一方、その製品及び調製品の関税が撤廃されるなど、「原料と製品の国境措置の整合性」が確保されない場合には、国産食品の競争力が失われ、国内の食品産業の衰退及び生産拠点の空洞化が進むことが懸念されるのみならず、その結果として国内農水産業の販路を喪失することになりかねない恐れがある。</p> <p>このため、経済連携交渉に当たっては、「原料と製品の国境措置の整合性」が十分に確保されるようお願いする。</p>	<p>1</p>	<p>御意見も参考にして、今後の経済連携交渉に対応してまいります。</p>

項 目	御意見の概要	意見数	御意見に対する考え方
<p>2. 農業の持続的な発展に関する施策 (1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保</p>	<p>・ 農業従事者が高齢化するならば、補助金を出して若い世代を育成すべき。</p>	<p>1</p>	<p>第1の2の「(4) 農業の担い手が活躍できる環境の整備」において、農業の内外からやる気のある若者を呼び込むための取組を推進するとともに、担い手が、将来希望をしっかりと持ちつつ、意欲的に経営発展に取り組むことができる環境を整備するとの施策の基本的な考え方を記述するとともに、第3において、担い手の育成・確保に向けた施策について記述しております。</p>
<p>(6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革</p>	<p>・ TPP参加表明をしている中で、主食の米から果物など高収益な作物へと転作を促す収益重視の政策への転換は、多国籍企業による大規模な農業経営の価格圧力に翻弄されるのではないかと。</p>	<p>2</p>	<p>第1の2の「(3) 需要や消費者視点に立脚した施策の展開」において、農業者等が、マーケットインの発想による多様かつ高度な消費者ニーズ等への的確な対応や、生産性の向上等に向けた生産・供給体制の構築等を進める取組を後押しするとの施策の基本的な考え方を記述するとともに、第3において、そのための具体的な施策について記述しております。</p>
	<p>・ 需要構造の大きな変化に対応し、増大が見込まれる加工・業務用の原料農産物の安定供給（量・質・価格面）の要請に国内の農業生産が十分に対応できるよう、生産・供給体制の整備をお願いする。</p>	<p>1</p>	<p>「③実需者ニーズ等に対応した園芸作物等の供給力の強化」等において、加工・業務用ニーズに対応した生産の推進等のための施策について記述しております。</p>
	<p>・ p46の2行目以降に「こうした中で、定着状況をみながら、平成30年産からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよ</p>	<p>1</p>	<p>米の需給見通しについては、食糧法第4条第2項第2号に基づき、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」においてこれまでも定めているところです。なお、御指摘の通り、国がきめ細かい情報提供を行うことは重要であり、その旨を①の「ア 米政策改革の着実な推進」において記述しております。</p>

う、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組む。」とあるが、「需要見通し」を、政府が「策定」することは不可能ではないか。供給についても、すぐ前に「行政による生産数量目標の配分に頼らずとも」と述べられている。

その一方で、政府が生産・在庫等の情報を把握し、情報提供することは、これまでも増して重要。

したがって、以下のように文言を修正すべき。

修正前 「国が策定する需給見通し等を踏まえつつ」

修正後 「国が情報提供する需給見通し等を踏まえつつ」